

か状況左記ノ通り

記

一 幸議貴金ノ場所 西条府郡多西村草花ニ七三〇

二 幸議主側

名 稱 小川製紙工場

經營者 小川全藏

資本金 二千圓位

事業 業 絹糸製造

企業系統 十シ

便用労働者 男三三名 計廿六名

三 幸議主側

幸議者 女廿三名

幸勸助金宛係 〇

四 幸議發給ノ時 昭和十一年十一月十五日

五 幸議費金ノ原由

A. 倉庫契約ニ際シ 製糸百外ニ付ニ 柳一(三十名)ノ賃金
ヨリ 文拂フノリ 契約ニ付ルニ 拘ラヌ 密ニ 五柳(五十名)
ニ 低下シ

B. 今ビシ 賞罰事項トシテ 罰金一マガ(約十七名)ニ付
切斷 罰金三川ノ賞典八名 罰金四回ノ賞典四名 罰金七川ノ賞典
八回以上ノ切斷ハ一回毎ニ罰一錢ト定メアルニ 拘ラ
ズ 密ニ二マガニ付 右賞罰計算ヲ為シタル事 共覺シタ
ルニ 因ル

六 要取手項目ニ及流状況